

議案第 42 号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和 5 年 6 月 16 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成 23 年 7 月 21 日制定）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「糸満市」の次に「、沖縄市」を加える。

第 5 条中「糸満市長」の次に「、沖縄市長」を加える。

附 則

この規約は、協議が整った日から施行する。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(協議会を設ける市町村及び一部事務組合)</p> <p>第3条 協議会は、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、島尻消防組合、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p>	<p>(協議会を設ける市町村及び一部事務組合)</p> <p>第3条 協議会は、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、島尻消防組合、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p>
<p>(協議会の事務の管理及び執行の効力)</p> <p>第5条 協議会は、前条の事務の管理及び執行の効力を法第252条の5の規定に基づき、宜野湾市長、石垣市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、伊江村長、渡嘉敷村長、座間味村長、栗国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、久米島町長、多良間村長、竹富町長、与那国町長、島尻消防組合管理者、東部消防組合管理者、中城北中城消防組合管理者、金武地区消防衛生組合管理者、国頭地区行政事務組合管理者及び比謝川行政事務組合管理者の名において、沖縄県消防通信指令施設運営協議会会長が行った事務の管理及び執行は、当該関係団体の長が管理し、及び執行したものとしての効力を有する。</p>	<p>(協議会の事務の管理及び執行の効力)</p> <p>第5条 協議会は、前条の事務の管理及び執行の効力を法第252条の5の規定に基づき、宜野湾市長、石垣市長、名護市長、糸満市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、伊江村長、渡嘉敷村長、座間味村長、栗国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、久米島町長、多良間村長、竹富町長、与那国町長、島尻消防組合管理者、東部消防組合管理者、中城北中城消防組合管理者、金武地区消防衛生組合管理者、国頭地区行政事務組合管理者及び比謝川行政事務組合管理者の名において、沖縄県消防通信指令施設運営協議会会長が行った事務の管理及び執行は、当該関係団体の長が管理し、及び執行したものとしての効力を有する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、協議が整った日から施行する。</p>	